(8) Contact point for the notice: Kouzou Kawano, Contract Management Section, Accounting Division, General Administration Department, National Center for Seeds and Seedlings, 2―2 Fujimoto, Tsukuba-shi, Ibaraki 305―0852 Japan. TEL 029―838―6592 Yoshitaka Itou, Accounting Section, Hokkaido-Chuo Station, National Center for Seeds and Seedlings, 1089 Nishinosato, Kitahiroshima-shi, Hokkaido, 061―1102 Japan. TEL 011―375―3611

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。
平成27年12月14日
日本郵便株式会社本社調達部担当執行役員
河村　学

◎調達機関番号　411　◎所在地番号　13

○第１号（No.１）

1　調達内容　(1)品目分類番号　26　(2)件名及び数量　日本郵便株式会社川越郵便局で使用する電気（予定）696,080kWh　(3)特質等　仕様書による。(4)供給期間　平成28年４月１日から平成29年３月31日まで（自動更新条項付。最大４回）(5)供給場所　仕様書のとおり。(6)入札・開札の日時及び場所　平成28年２月12日午後２時00分　日本郵便株式会社川越郵便局３階会議室

2　取引先資格　次に該当しない者であること。(1)当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者。ただし、制限行為能力者であって契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。(2)日本郵便株式会社から取引制限を受けている者でその制限期間を経過しない者　(3)会社法の特別清算の開始を命じられ、若しくは同清算開始の申立てをされ、又は破産法の破産手続開始、会社更生法の更生手続開始若しくは民事再生法の再生手続開始の申立てをし、若しくはされた者。ただし、手続終結者を除く。(4)反社会的勢力と認められる者

3　入札者に求められる義務等　入札に参加を希望する者は、入札説明書に明記されている証明書等を平成28年２月３日午後４時00分までに入札説明書に示す場所に提出すること。

4　問合せ先等　〒350―8799 埼玉県川越市三久保町13―１　日本郵便株式会社川越郵便局総務部　担当　田久保　電話049―225―5211

5　その他　(1)入札の無効　入札参加に必要な条件を満たさない者の入札及び入札の条件に違反した入札　(2)手続で使用する言語・通貨　日本語・日本国通貨　(3)契約保証金　不要　(4)落札者は日本郵便株式会社が定める金額の範囲内で、最低価格の入札を行った者とする。(5)詳細は入札説明書による。

6　Summary　(1)Contracting entity: Manabu Kawamura, Director General of Procurement Division, Japan Post Co., Ltd. (2)Classification of the goods to be procured: 26　(3)Nature and quantity of the goods to be purchased: About 696,080kWh Electricity to be used in Kawagoe Post Office　(4)Supply period: From 1 April 2016 through 31 March 2017　(5)Supply place: By specifcation　(6)Time limit for tender: 4:00 PM 3 February 2016　(7)Contact point for the notice: Takubo, Kawagoe Post Office, Japan Post Co., Ltd. 13―1 Sankubo-cho Kawagoe-City Saitama 350―8799 Japan TEL 049―225―5211

○第２号（No.２）

1　調達内容　(1)(3)(4)及び(5)第１号に同じ　(2)件名及び数量　日本郵便株式会社仙台中央郵便局で使用する電気（予定）2,257,430kWh　(6)入札・開札の日時及び場所　平成28年２月12日午後２時00分　日本郵便株式会社仙台中央郵便局５階会議室

2及び3　第１号の２及び３に同じ

4　問合せ先等　〒980―8799 宮城県仙台市青葉区北目町１番７号　日本郵便株式会社仙台中央郵便局総務部　担当　佐藤　敦　電話022―267―8006

5　第１号の５に同じ

6　Summary　(1), (2), (4), (5) and (6)The same with the notice above (No. 1)　(3)Nature and quantity of the goods to be purchased: About 2,257,430kWh Electricity to be used in Sendai-Central Post Office　(7)Contact point for the notice: Atsushi Satou, Sendai-Central Post Office, Japan Post Co., Ltd. 1―7 Kitame-machi Aoba-ku Sendai-City Miyagi 980―8799 Japan TEL 022―267―8006

○第３号（No.３）

1　調達内容　(1)(3)(4)及び(5)第１号に同じ　(2)件名及び数量　日本郵便株式会社武蔵野郵便局で使用する電気（予定）750,000kWh　(6)入札・開札の日時及び場所　平成28年２月12日午後２時00分　日本郵便株式会社武蔵野郵便局会議室

2及び3　第１号の２及び３に同じ

4　問合せ先等　〒180―8799 東京都武蔵野市西久保３－１－26　日本郵便株式会社武蔵野郵便局　担当　松田　卓也　電話0422―53―4441

5　第１号の５に同じ

6　Summary　(1), (2), (4), (5) and (6)The same with the notice above (No. 1)　(3)Nature and quantity of the goods to be purchased: About 750,000kWh Electricity to be used in Musashino Post Office　(7)Contact point for the notice: Takuya Matsuda, Musashino Post Office of Japan Post Co., Ltd. 3―1―26 Nishikubo Musashino-City Tokyo 180―8799 Japan TEL 0422―53―4441

○第４号（No.４）

1　調達内容　(1)(3)(4)及び(5)第１号に同じ　(2)件名及び数量　日本郵便株式会社福島中央郵便局で使用する電気（予定）866,000kWh　(6)入札・開札の日時及び場所　平成28年２月12日午後２時00分　日本郵便株式会社福島中央郵便局３階会議室

2及び3　第１号の２及び３に同じ

4　問合せ先等　〒960―8799 福島県福島市森合町10番30号　日本郵便株式会社福島中央郵便局　担当　古関　隆央　電話024―533―1207

5　第１号の５に同じ

6　Summary　(1), (2), (4), (5) and (6)The same with the notice above (No. 1)　(3)Nature and quantity of the goods to be purchased: About 866,000kWh Electricity to be used in Fukushima-Central Post Office　(7)Contact point for the notice: Takao Koseki, Fukushima-Central Post Office of Japan Post Co., Ltd. 10―30 Moriai-cho Fukushima-City Fukushima 960―8799 Japan TEL 024―533―1207

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。
平成27年12月14日
契約責任者
株式会社ゆうちょ銀行
広島貯金事務センター所長　細沼　真治

◎調達機関番号　411　◎所在地番号　34

1　調達内容
(1)　品目分類番号　71、27
(2)　競争に付する事項　ＪＷＳ等入力事務１式
(3)　調達案件の仕様等　入札説明書による。
(4)　履行期間　平成28年４月１日から平成29年３月31日まで（自動更新条項付。最大平成32年３月31日まで）
(5)　履行場所　広島貯金事務センター
(6)　入札・開札の日時及び場所　平成28年２月12日午前11時00分　株式会社ゆうちょ銀行広島貯金事務センター

2　競争参加資格
(1)　下記ア、イ、ウ、エ及びオに該当しない者であること。
ア　当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者。ただし、制限行為能力者であって契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。
イ　下記各号の一に該当すると認められる者でその事実があった後２年間を経過していない者。代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても同様とする。
(ｱ)　契約の履行にあたり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物品の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
(ｲ)　公正な競争の執行を妨げた者、又は公正な価格を害し若しくは不正な利益を得るために連合した者
(ｳ)　競争の参加を妨げ、又は契約の締結若しくは履行を妨げた者
(ｴ)　監督又は検査に際し職務の執行を妨げた者
(ｵ)　正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
(ｶ)　その他、会社に損害を与えた者
ウ　次の各号のいずれかに該当すると認められるもので、その事実があった後、１年を経過していない者。代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても同様とする。
(ｱ)　公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により公訴を提起された者
(ｲ)　公共機関が発注した契約に関し、談合又は競売入札妨害の容疑により公訴を提起された者